2018. 8.13

食品衛生レビュー№109　　営業禁止処分中に営業するのは自殺行為*!!*

保健所において食中毒の疑いを探知した際、疑いが濃厚になった場合には営業者へ営業自粛を指導します。指導ですので、営業者から予約が入っているこの団体だけは営業したいとの懇情があれば、見て見ないふりとなります。食中毒が確認できれば、営業者へ営業禁止・停止を命じます。処分後、営業禁停止期間中に営業したならば、再発防止のために営業を止めるように指導し、営業を継続したならば警察へ告発となります。

私の経験では営業自粛指導中に営業した例は数件ありました。私が直接関与していませんでしたが、営業禁止期間中に営業を行い、警察へ告発した事例が１件ありました。

８月になって、営業禁止を命じた後も、保健所の指導にも従わず営業を継続し、警察へ告発した事例が愛知県で発生しましたので、概要をお知らせします。

（営業禁止は期間を定めない処分で、営業停止は期間を定めての処分です。営業禁止処分の場合では、安全が確保された時点で営業禁止解除処分がされます）

概要

8月4日に愛知県春日井保健所が、7月28日に提供した食事で食中毒が発生したとして、名古屋コーチン料理店に営業禁止を命じしました。加熱していない鶏肉料理（新聞報道では鶏刺し）を提供し、患者便からカンピロバクターが検出されました。典型的な生鶏肉摂食のカンピロバクター食中毒です。

当該店は8月5日も開店し営業し、保健所が5日を含め4回立入り調査を行い指導したが従いませんでした。そこで、8日に保健所が警察へ営業者を食品衛生法違反として告発し、9日に公表しました。

営業を継続した結果として

今回のような食中毒ならば、営業自粛期間を含め営業禁止期間は5日から7日と考えますが、8月13日現在、愛知県のホームﾍﾟージでは営業禁止解除処分がされていないように見えます。

また、当該店のホームﾍﾟージでは謝罪公告のあとに「誠に勝手ながらしばらく休業させていただく」となっています。

食品衛生法第63条で不利益処分者の公表の規定があり、食中毒が発生した場合には営業禁止・停止処分を公表します。営業禁止・停止期間中に営業をしたならば、警察へ告発し、再度公表します。告発を公表した場合には、テレビ、新聞等では営業禁止・停止処分より大きく報道し、信用失墜などの大きな社会的制裁を受けます。

つまり、営業禁止・停止期間中に営業することは自殺行為となります。馴染みの客であっても、断る勇気が必要であり、その後の信用につながります。（笈川　和男）